

弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

今月の内容

- 共同親権の導入に向けた議論
- 調停のデジタル化について
- セミナー情報

●共同親権の導入に向けた議論

【1】

2023年4月18日、親が離婚した場合の子の養育について、国の法制審議会の部会は、現在の単独親権の制度を見直し、父母双方を親権者とする共同親権を導入する方向で具体的な検討を進めることが合意しました。

【2】

親権とは、未成年の子の身の回りの世話や教育、財産管理をする権利義務の総称です。

婚姻期間中であれば、父母が共同して行うこととされています（民法818条3項）が、離婚する際には、父母の一方を親権者として定めることとされており（民法819条）、戦後以降、離婚後は単独親権が原則とされてきました。

【3】

まず、現行制度である単独親権には、どのような問題点があるのでしょうか。



民法上、夫婦が協議離婚する際には、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」（民法766条1項）とされています。

しかしながら現実問題として、例えば、離婚後は自分の新しい生活もあり次第に子の養育費を不払いしてしまう事案や、面会交流が適切に実施されない事案（例えば親権者たる親が子を囮い込み、親権のない親と子を会わせないようにするなど）のご相談も確かに多くお聞きました。

権利として主張できるということを知らないまま時間を過ごしている方も多いかと思います。

現在では、親権者でない親が子に会う面会交流の相場は、月に1回程度です。

面会交流を拒否されているような事案では、（理論上は、養育費支払い義務と面会交流の権利義務は別問題ですが、）子に会えないのであればお金も払いたくないと主張し、養育費が支払われない事案も数多くあります。

このように、単独親権の場合、子の立場に立っても、非親権者（親権者でない父母）に会えなかったり、養育費を得られなかったりするなど、子の利益に資さない結果となる事例も多く存在するという問題点があります。

【4】

これに対し、今後導入方向となった共同親権では、離婚後も父母の双方が子の養育に関わり続けることになります。



この記事についてのお問い合わせは、江西までお気軽にどうぞ。

弁護士法人デイライト法律事務所

福岡オフィス 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス 東京都渋谷区桜丘町 26-1 セルリアンタワー 15F
大阪オフィス 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 7F (2023年6月開設予定)
北九州オフィス 北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SSビル 7・8F
ハワイオフィス GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLC
1750 Kalakaua #403, Honolulu, HI 96826

海外では共同親権を認める国も多いですが、共同親権によって、私たちの生活にどのような変化があるのでしょうか。

共同親権が認められた場合のメリットから考えます。

まず、離婚後も父母が協力して子育てができることが挙げられます。子の進路など、お子さんの今後を左右する重要な決定も、父母で行う(同意を得る)ことになるかもしれません。

そのため、必然的に同居していない親と子の交流の機会が生まれ、片方の親だけが過大な負担を負うことがなくなりますし、離婚後は子どもに会えなくなるという心配も少なくなります。

定期的に父母の両方が日頃から子育てに関わり続けるケースが増えますので、自発的に養育費が支払われやすくなります。

また、離婚時の争点から、親権を除外することも挙げられます。

やはり、離婚の協議が長引くのは、親権が争点になる事例が多いです。

現行の単独親権の場合、非親権者は基本的に月1回程度(目安)の面会交流以外は子に会えないため、親権に関しては、訴訟までもつれ込み争いが長期化することも珍しくありません。

共同親権となり、例えば2週間ごとに監護(一緒に生活をし子の身の回りの世話をすること)を交代するなどになれば、離婚後も定期的に子と同居できます。

そのため、親権それ自体で争うケースは減少すると考えられます。

一方で、このようなメリットは、デメリットにもなり得ます。

例えば、お子さんにとっては両親の家を定期的に行き来する二拠点生活を強いることになる可能性もあります。

お子さんの年齢が上がるにつれて、部活、勉強、友人、塾や習い事など、お子さん自身の予定を優先しなければならない場面も多く出てきます。

複数の生活拠点を行き来することと、このような予定との両立を強いられる結果、お子さんの負担となる可能性も十分考えられます。

父母の親権争いがなくなる結果、子がその負担を肩代わりすることにならないような制度設計がなされるべきであると考えます。

[5]

共同親権の導入には、当然メリットもデメリットもどちらもあるわけですから、それらを踏まえた上で、どのような制度にしていくか、また共同親権後に具体的にどのような運用と取り決めていくべきかを、私たちも考えなければなりません。

このとき、大事な視点として、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」(民法766条1項)という原則を忘れてはいけないと考えております。

同居していても別居していても、お子さんが気軽に両親とそれぞれの時間を楽しみつつ気分転換もできる機会となるか、通学や生活を不安定なものにしてしまうかは、父母それぞれの姿勢によります。

夫婦(または元夫婦)間の問題を、お子さんとの関係に持ち込まない、という基本的な姿勢は、単独親権であっても、共同親権であっても変わらないという側面もあるでしょう。

例えば、お子さんの進路決定に際して、親権者(双方)の同意が必要な場合、離婚しても教育方針をめぐって紛争が深刻化してしまっては、お子さんが父母の対立に巻き込まれることになり、本末転倒です。

お子さんとの離婚後の具体的な関わり方について、離婚時に、子の福祉の観点から考えなければならない原則は今後も重要です。



●調停のデジタル化について

【1】 現行制度について

離婚の進め方として、

- ①当事者である夫と妻の話し合い(協議)による離婚協議
- ②裁判所を介した調停の場で協議する離婚調停
- ③裁判所に対して訴訟提起をし、離婚判決を求めていく離婚訴訟

が考えられます。

このうち③については、既に各地の裁判所にて、ウェブ会議を利用した準備手続き等デジタル化が進んでいました。

今回②の離婚調停を含む家事調停について、2023年3月14日、裁判所での手続きをデジタル化する法案が閣議決定されました。

書類や対面が原則の運用を改め、今後は、申し立てなどの各手続がデジタル化される予定です。

加えて現行法では裁判所を訪れなければ確認できない申立書や調停に関する合意書などの記録も、インターネットで閲覧できるようにするとのことです。

現在は、例えば離婚調停などを申し立てるには、申立書類一式を、裁判所へ直接持ち込んだり郵送したりしなければなりません。

また離婚調停では、当事者が遠隔地に住む場合など、やむを得ない事情がある場合に限り、電話会議を認められます。

調停の管轄裁判所は相手方の住所地により決まるため、相手方が他県の実家に別居している場合などが典型的な事例です。

すなわち、裁判所から「やむを得ない事情」を認められなかった場合には、裁判所への現地出頭が原則であり、当事者らには移動の負担がかかります。

【2】改正後の制度について

これに対し今後は、裁判所に対する申立書類等もインターネットで出せるようになります。

弊所のような、弁護士などの代理人に対しては、むしろインターネットを使用した提出を義務付けられますので、より一層オンライン手続きに対応していく必要があります。

また、上述の、例外的に電話会議を認めていた要件を撤廃される予定です。

調停の申し立てから裁判官による聞き取り、記録の閲覧までインターネットやオンライン会議で運用できるようにすることで、家事調停手続きがデジタル化されます。

また調停期日の出席者について、代理人のみの出席で進められる調停期日も多いですが、離婚調停で調停離婚が成立するとなった場合、成立時には、双方本人の出頭が原則です。

その理由として、家事調停は当人同士で解決できない家庭内の争いごとを裁判所が間に入って調停する制度であり、離婚は当事者にとって大きな法的影響を及ぼす重要な身分行為であることにあります。

併せて、養育費などお子さんに関わることも話し合われるため、当事者たちに十分理解してもらう必要があるためです。

確かに、調停成立という最後の場面に当事者も出席する意義は大きいのですが、例えば、他県(他の都道府県)の裁判所の管轄となっている場合、1回であっても、当事者が当該裁判所まで出向くのは大きな負

担です。

そこで今後は、調停離婚の成立時も、当事者双方からの意思確認はオンライン会議でも可能になります。

例えば、他県(他の都道府県)の裁判所の管轄となっている場合に限らず、近隣の裁判所管轄であっても、テレビ会議等で参加(出頭)することで足りることになります。

具体的な運用方法は、現在の訴訟手続きと同様、各裁判所によって異なると考えられますが、当事者とその代理人も、各所在地から出席できる運用がされる地域もあるでしょう。

【3】改正の経緯

離婚調停は、当事者(夫と妻)が裁判所に出頭し、裁判官や調停委員にそれぞれの主張を述べる形式が一般的です。

当事者は交互に部屋に呼ばれ、また廊下や待合室等でも顔を合わせることがないよう動線も配慮されますが、裁判所内で顔を合わせる可能性はゼロにはなりません。

調停期日の開始時刻や終了時刻付近では、裁判所の正面玄関やエレベーターホールで偶然会ってしまう確率はあり、ドメスティックバイオレンス(DV)などの案件では、当事者の心理的負担や危険性も指摘されてきました。

また、このような案件でなくても、定期的に日中に裁判所に出向く時間を確保することは容易ではないと思います。

仕事や育児等との調整は大きな負担です。

オンライン上で、出頭を含めた手続きが完結できるようになれば、離婚等の調停制度は、より利用しやすい制度となると考えられ、今回の改正に至りました。

東京などの都市部の家庭裁判所などでは、試験的にオンライン会議を利用した手続き(期日)は始まっています。

弊所としても、依頼者の方それぞれの生活に合わせた手続きで進められるよう努める所存です。

弊所では対面でのご相談だけでなく、インターネット上のテレビ会議や電話を使用したご相談にも対応しております。

今後は、法律相談から裁判所対応まで、各依頼者の方のご事情に合わせた手続きを提案できればと考えております。

●セミナー情報

残業代・2024年問題 対応セミナー

オンライン開催

参加費無料



セミナー情報について

詳しくはWEBを御覧ください→

<https://www.daylight-law.jp/138/>



企業向け

人事担当者必見！残業代・2024年問題対応セミナー

講師 弁護士 宮崎 晃 (デイライト法律事務所 代表弁護士)

日時 2023年5月9日(火)14:00～15:20

視聴方法 オンライン(Zoomウェビナー)

参加料 無料 定員 50名(先着順となります)

このような方におすすめ

- ・従業員の残業が発生している
- ・労働トラブルの予防に关心がある
- ・2024年問題に关心がある
- ・固定残業代の有効条件を確実に押さえたい
- ・残業代を請求されたときの対処法を知りたい
- ・労働問題に詳しい弁護士に相談したい

このセミナーについて、くわしくはこちらをご覧ください。

<https://www.daylight-law.jp/138/20230509/>

社労士向け

社労士必見！残業代・2024年問題対応セミナー

講師 弁護士 宮崎 晃 (デイライト法律事務所 代表弁護士)

日時 2023年5月11日(木)15:00～16:20

視聴方法 オンライン(Zoomウェビナー)

参加料 無料 定員 50名(先着順となります)

このような方におすすめ

- ・顧問先企業をサポートしている
- ・企業の紛争予防に关心がある
- ・2024年問題に关心がある
- ・固定残業代の有効条件を確実に押さえたい
- ・顧問先が残業代を請求されたときに守りたい
- ・労働問題に詳しい弁護士に相談したい

このセミナーについて、くわしくはこちらをご覧ください。

<https://www.daylight-law.jp/138/20230511/>



※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

弁護士 江西 あつき

e-mail info@daylight-law.jp

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。



企業法務 / 労働問題



離婚・男女問題



相続 / 事業承継



交通事故 / 人身障害



刑事 / 企業犯罪



破産再生

ご予約専用フリーダイヤル

0120-783-645

24時間 365日 電話受付